

建築工事における建設副産物管理マニュアル

平成14年

官庁営繕部建築課営繕技術管理室

1 総則

1-1(目的)

このマニュアルは、建築工事の施工にあたって、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。いわゆる「建設リサイクル法」：以下「建リ法」という。）」及び「建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改定。以下「要綱」という。）」等の規定内容に従い、発注者及び施工者が建設副産物管理を適切に実施するための運用上の留意事項及び確認方法等の補足を行い、建築工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

1-2(適用)

このマニュアルは、建設副産物を発生する建築工事に適用する。

1-3(用語の定義)

- ① 「建設廃棄物」：建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。） 第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）に該当するものをいう
- ② 「建築工事」：建築物を解体・新築・増築・修繕・模様替えする工事
- ③ 「建設資材」：建設工事に使用する資材（建リ法第 2 条）
- ④ 「建設資材廃棄物」：建設資材が廃棄物となったもの（建リ法第 2 条）
- ⑤ 「建築物」：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする（建築基準法第 2 条）
- ⑥ 「解体工事」：建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事（建リ法第 2 条）
- ⑦ 「新築工事等」：建築物の新築その他の解体工事以外の建設工事（建リ法第 2 条）
- ⑧ 「分別解体等」：解体工事に伴い生じた建設資材廃棄物及び新築工事等に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類毎に分別しつつ工事を施工する行為（建リ法第 2 条）
- ⑨ 「再資源化」：分別解体等に伴い生じた建設資材廃棄物を、資材又は原材料として利用することができる状態にする行為及び燃焼の用に供することができる可能性のあるものを、熱を得ることに利用することができる状態にする行為（建リ法第 2 条）
- ⑩ 「特定建設資材」：政令で定めるもの（建リ法第 2 条）
 - 1) コンクリート
 - 2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 3) 木材
 - 4) アスファルト・コンクリート
- ⑪ 「特定建設資材廃棄物」：特定建設資材が廃棄物となったもの（建リ法第 2 条）
- ⑫ 「縮減」：建設資材廃棄物を焼却、脱水、圧縮その他の方法により大きさを減ずる行為（建リ法第 2 条）
- ⑬ 「再資源化等」：再資源化及び縮減をいう（建リ法第 2 条）
- ⑭ 「対象建設工事」：特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又は新築工事等で

あつて政令または都道府県条例で定めるもの（建リ法第9条）

- ⑮「指定建設資材廃棄物」：特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの。（建リ法第16条）
 - 1) 木材が廃棄物となったもの
- ⑯「産業廃棄物広域再生利用指定」：環境大臣の指定を受けた製造・販売事業者が広域的に回収・再生利用を行うもの
- ⑰「建設副産物」：建設工事に伴い副次的に発生する物品であり、再生資源及び廃棄物を含むもの
- ⑱「施工者」：建設工事を施工するもので、元請業者及び下請負人をいう
- ⑲「再使用」：分別解体等で生じた建設資材をそのまま使用すること

1-4(関係法令等の遵守)

建設副産物管理の計画及び施工に際しては、関係法令等によるほか、「要綱」に従い適正な副産物管理の計画・実施に努めなければならない。

1) 主な通知等

- ・建設リサイクル推進に係る実施事項について（平成14年5月30日付国営計第2-5号）以下「建設リサイクルガイドライン」という。
- ・建設工事に係る資材の再資源化に等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて（平成14年5月30日付国営計第26号）以下「契約事務手続き」という。
- ・公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成14年5月30日付国営計第27号）以下「リサイクル原則化ルール」という。
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(営繕)について（平成14年5月30日付国営計第28号）以下「分別解体・再資源化工事実施要領（営繕）」という。
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律第11条に基づく国からの都道府県への計画の通知について（平成14年3月5日付国営計第200号）以下「第11条手続き」という。

1-5(建築工事における建設副産物管理の基本)

発注者及び施工者は、次の基本方針により建築工事における建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- 2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- 3) 特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであつて再資源化をすることができるものについては、再資源化を行うこと。
- 4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再資源化等に努めること。
- 5) 建設副産物のうち、前述による再使用・再資源化等が行われないものについては、適正に処分すること。

2 発注編

2-1 発注者による計画の作成

2-1-1(発注に必要な情報の収集)

発注者は、現場で発生する建設副産物を把握し、その発生の抑制に資する材料及び工法の選定並びに建設副産物の再資源化施設、中間処理施設及び最終処分施設等の情報を収集し、建設副産物の発生量の縮減及び処分の適正化を図る。

- ・建設発生土については、「建設発生土情報交換システム」を活用する。
- ・建設副産物については、「建設副産物情報交換システム」を活用する。

2-1-2(建設リサイクルガイドライン・リサイクル原則化ルール)

発注者は計画、設計及び工事発注については、「建設リサイクルガイドライン」によりリサイクル計画書(必要に応じてリサイクル阻害要因説明書)を作成し、建設副産物管理に関する再生資源化施設などの状況を把握するとともに、リサイクルの阻害要因等の調査を行いその改善を図る。

また、再生資源の活用については、「リサイクル原則化ルール」により対応を図る。

2-1-3(対象建設工事の通知)

国の機関又は地方自治体が、対象建設工事の工事に着手しようとするときは、建り法第10条の届出に代えて、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。(建り法第10、11条)

届出は、「第11条手続き」により、記載する内容は次による。(建り法10条)

- 1) 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 3) 工事着手の時期及び工程の概要
- 4) 分別解体等の計画
- 5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 6) その他主務省令で定める事項

2-2 条件明示

2-2-1(条件明示の義務化)

発注者は、工事の発注にあたり分別解体等の方法、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の名目など、及び再資源化により得られた建設資材の使用などを設計図書に明示するものとする。(建り法第6条)

- ・「分別解体・再資源化工事実施要領(営繕)」により、条件明示を行う。

2-2-2(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

請負契約の当事者は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、相互に交付しなければならない。(建り法第13条)

手続きは「契約事務手続き」により、次の事項を契約書に記載する。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用

- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

2-3 工事監理

2-3-1(契約図書の内容の周知)

- ・2-1-3(対象建設工事の通知)に定める「分別解体」「再資源化計画」等、都道府県知事に対して届出た内容及び建設リサイクルガイドラインに基づく発注段階の検討内容を元請業者に対して周知する。
- ・工事請負契約書記載事項の履行について確認する。

2-3-2(廃棄物処理委託契約の確認)

- ・運搬・再資源化・中間処理・最終処分場毎に扱う建設資材廃棄物の品目と許可内容が合致していることを確認する。
- ・元請業者(排出事業者)から提出された産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の資料により建設資材廃棄物の処理状況を確認する。

2-3-3(施工計画書の確認)

- ・(3 施工編 3-4 施工計画書における配慮事項)の施工計画書の記載内容を確認する。

2-3-4(工事完了時の確認)

- ・対象建設工事においては、元請業者から建り法第18条に定める報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置を取るべきことを求めることができる。(建り法第18条)

3 施工編

3-1 共通事項

3-1-1(契約図書の確認)

元請業者は、契約図書に定められた内容を把握するとともに、その実施に必要な事項を確認しなければならない。

3-1-2(現場運営に必要な情報の収集)

元請業者は、現場で発生する建設副産物を把握し、その発生の抑制に資する材料及び工法の選定並びに建設副産物の再資源化施設、建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場等の情報を収集し、建設廃棄物の発生量の縮減及び処分の適正化を図る。発注者の提示した条件明示項目との差異が生じた場合は、監督職員と協議する。

- ・建設発生土については、「建設発生土情報交換システム」を活用する。
- ・建設副産物については、「建設副産物情報交換システム」を活用する。

3-1-3(工事現場の管理体制の整備)

- ・元請業者は、建設副産物の管理責任者を定めてその管理を行う。
- ・解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するものを選任しなければならない(建り法第31条)。また、その者が基準に適合していることを書面で監督職員に報告する。

3-1-4(施工計画書の作成)

元請業者は、施工計画書に次の内容を記載する。

- 1) 分別解体計画
- 2) 建設副産物の発生抑制・再資源化・処分計画
- 3) 再生資源利用計画に関する提案

3-1-5(廃棄物処理委託契約)

元請業者は、建設廃棄物の処理委託にあたっては、再資源化等又は中間・最終処分する施設及び運搬業者の許可内容が当該対象物に該当していることを確認し、それを示す資料を監督職員に提出する。

また、搬出方法、搬出ルートについて計画する。

3-1-6(マニフェストの確認)

元請業者は、「廃棄物処理法」により、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適正に使用し、最終処分場までの処分について確認する。なお、中間処理施設にあつては、その処理方法及び最終処分場その他の処理状況について確認する。

3-1-7(廃棄物処理実績報告)

元請業者は、マニフェスト集計及び建り法第18条に定める報告を書面により監督職員に提出する。(建り法第18条)

3-2 下請負人への対応

3-2-1(下請負人への周知)

元請業者は、3-1-4(施工計画書の作成)に定める計画内容を下請負人に対して周知する。

3-2-2(工種別の施工計画書の確認)

元請業者は、下請負人に対して周知した、建設副産物の管理に関する必要事項が適切に工種別の施工計画書において反映されているか確認する。

3-2-3(分別収集の実施)

元請業者は、下請負人に対して分別収集にかかる現場指導及び分別収集の実施を確認する。

3-3 品目別の建設副産物の管理

主な建設副産物の管理については、次による。

3-3-1(特定建設資材)

- 1) 特定建設資材は、分別解体等を行う。
- 2) 特定建設資材廃棄物は、再資源化を行う。
- 3) 特定建設資材廃棄物のうち、指定建設資材廃棄物(木材が廃棄物となったもの)は、一定の距離内(50km)に再資源化施設が存しない場合には、縮減に代えることができる。また、CCA処理木材等の有害物質を含有し、再利用が困難な木材は、他の廃棄物と区分して取扱い、適切に処分する。

3-3-2(特別管理産業廃棄物)

- 1) 飛散性アスベスト(非飛散性のものを除く)は、解体に先立って除去しなければならない。作業にあたっては(建築改修工事共通仕様書 平成14年版)によること。ただし、封じ込め工法により残存する場合を除く。
- 2) PCBを含有する電気機器等は、解体に先立って撤去し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法平成13年法律第65号」により適切に保管できるよう措置する。

3-3-3(建設混合廃棄物)

- 1) 分別解体又は現場分別を徹底し、できる限り建設混合廃棄物の発生を抑制する。
- 2) 建設混合廃棄物の処理にあたっては、中間処理施設において選別により再資源化を促進し、最終処分量の抑制を図る。
- 3) 建設混合廃棄物を埋立処分する場合は、安定型品目の分別の徹底により、管理型処分場への埋立処分量を抑制する。

3-3-4(その他の建設廃棄物)

- 1) 非飛散性アスベスト含有材料は、適切な解体手順により、飛散を抑制する。解体作業にあたっては(建築改修工事共通仕様書 平成14年版)によること。
- 2) 冷凍機、パッケージ形空気調和機及び電気冷蔵庫の中に含まれるフロン類は、解

体工事の施工に先立ち回収又は密封して搬出し、大気中への拡散を防止することを原則とする。なお、処理を行う場合は許可を受けた業者に行わせるものとする。

- 3) 産業廃棄物広域再生利用指定制度により指定されたもの（石膏ボード、ロックウール製品、ALC パネル、グラスウール等）のうち新築時の端材は、原則として指定の製造所への搬入に努める。また、解体材についても同制度の許可製造所と協議し、再資源化に努める。
- 4) 建設汚泥は、建設汚泥再生利用技術基準（建設汚泥リサイクル指針）により、再生利用環境大臣認定制度等を活用し、再資源化等に努める。
- 5) 廃プラスチック類（塩化ビニル管等）は、分別解体し、メーカーのリサイクル制度を活用して再資源化に努める。

3-3-5(建設発生土)

- 1) 適切な工法を選択などにより、発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進などにより搬出の抑制に努める。
- 2) 建設発生土情報交換システム等を活用した建設発生土を必要とする他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保などにより工事間の利用の促進に努める。

3-3-6(有価物)

- 1) 建築物等の解体によって生じた発生材のうち、市場において有価で取引されているものは、原則として、建築物等の管理者に引き渡すものとする。ただし、作業上現場で分別が困難なものなど引渡しに適さない場合は監督職員と協議する。

3-4 施工計画書における配慮事項

元請業者は、次の3-4-1から3-4-4に示す配慮事項等について検討し、施工計画書に記載する。

また、各節における構成は次のように区分して記述している。

- ①「事前措置」：解体に先立ち、取り外しまたは除去すべきもの及びその方法。
- ②「解体工事時」：解体工事及び修繕・模様替え・機器の更新など既存建築物から建設資材等を除去する際に留意する事項。
- ③「新築工事時」：新築・増築工事及び修繕・模様替え・機器の更新などで建設資材等を新たに加工・取付けを行う際に留意する事項。

3-4-1(共通の配慮事項)

解体工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の各工事に共通の配慮事項は次による。

- 1) 事前措置
 - ・有害物質を含む建設資材などは、再使用・再資源化が可能な建設資材と混合しないよう解体に先立ち除去する。
- 2) 解体工事時
 - ・再資源化が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合には、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないよう分別した上で、安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らす。
 - ・改修工事など発生材が少量な場合でも建設資材毎に分別し、小口収集等を検討する。

3) 新築工事時

- ・施工計画にあたっては、端材の発生が抑制される施工方法の採用に努める。
- ・加工は可能な限り工場で行い、現場での端材の発生を抑制する。
- ・再使用できるものを再使用できる状態にする施工方法の採用に努める。
- ・材料の梱包に関しては、無梱包での搬入や、梱包材の簡素化に努める。
- ・適用する JIS で認められている場合は、再生資源で製造された材料の使用に努める。

3-4-2(解体工事)

1) 事前調査

- ・解体に先立ち調査（対象建築物の現況、作業場所周辺の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、アスベストなど付着物の有無等）を行う。（建リ法規則第 2 条）
- ・詳細調査が必要と思われる場合及び調査の結果設計図書との相違がある場合は、監督職員と協議する。

2) 解体手順

- ・解体手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建リ法規則第 2 条）」による。既存建築物の一部の建設資材等を撤去する改修工事等の手順もこれに準じる。また、発生材の処理は、建築、電気設備、機械設備の各節による。

3-4-3(建築工事)

建築工事に関する配慮事項は次の各項による。

1 仮設工事

1) 新築工事時

- ・仮設事務所、足場材などの仮設資材は、リース・レンタル品を利用する等再使用に努める。
- ・作業用通路などに仮設で碎石を敷く場合は、再生骨材を使用する。
- ・廃棄物の分別置場を設置し、責任者を定めて管理を行う。
- ・解体工事業者は、主務省令で定める標識の掲示を行う。（建リ法第 3 3 条）

2 土工事

1) 事前措置

- ・土壌が環境基準を超えて汚染されている場合は、適切に処分する。

2) 新築工事時

- ・工法の選択にあたっては、掘削土量が削減できる工法の選択に努める。
- ・土工事の発生土は、原則として再利用（現場内利用、建設発生土情報交換システムを用いた工事間利用等）を行う。
- ・工事間利用については、工事現場から 50 km の範囲内を調査する。
- ・埋戻し土は、原則として現場発生土とし、仮置き場所の確保に努める。
- ・埋戻し土を、搬入土とする場合は、再利用土を用いるよう努める。
- ・山留め工事により発生するものの処理は、地業工事に準じる。

3 地業工事

1) 解体工事時

- ・場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、その他コンクリートの地業材料を撤去する場合は、原則として再利用または再資源化を行う。

2) 新築工事時

- ・砂利地業に使用する材料は、原則として再生骨材を使用する。
- ・場所打コンクリート杭のはつりがらは、原則として再利用又は再資源化を行う。
- ・杭工事の発生土は、再利用（現場内利用、建設発生土情報交換システムを用いた工事間利用等）を行うよう努める。
- ・建設汚泥は、建設汚泥リサイクル指針により、再利用又は再資源化に努める。

4 鉄筋工事

1) 解体工事時

- ・コンクリート等、他の建設資材と分別し解体した鉄筋は、原則として再資源化を行う。

2) 新築工事時

- ・施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくするよう努める。
- ・現場発生材は、分別収集を行い、原則として再資源化を行う。

5 コンクリート工事

1) 解体工事時

- ・鉄筋等、他の建設資材と分別し解体したコンクリート塊は、原則として再利用又は再資源化を行う。

2) 新築工事時

- ・施工量に応じた打設計画により、現場での残材の発生を抑制する。
- ・現場発生材は、原則として再資源化を行う。
- ・施工図を検討し、端材の発生を抑制するよう努める。
- ・断熱材兼用型枠や鋼製型枠等、打ち込み型枠が使用できる個所の提案を積極的に行う。
- ・木質再生ボード等の型枠への使用を検討する。
- ・型枠材の転用回数の向上に努める。
- ・廃棄物となった木製の型枠材は、原則として再資源化等を行う。

6 鉄骨工事

1) 解体工事時

- ・現場発生材は、原則として再資源化を行う。

2) 新築工事時

- ・施工図の検討により、出来るだけ切断を少なくするよう努める。

7 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1) 事前措置

- ・非飛散性アスベスト成形板は、原則として解体に先立ち撤去する。

2) 解体工事時

- ・現場発生材は、原則として再資源化を行う。
- ・ALC パネルは、産業廃棄物広域再生利用指定制度により、再資源化に努める。

3) 新築工事時

- ・施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・骨材を使用する材料で、適用する J I S で認められている場合は、再生骨材を用いた材料の使用に努める。

- ・ALC パネルの端材は、産業廃棄物広域再生利用指定制度により、再資源化に努める。
- ・非飛散性アスベスト成形板の使用については設計図書の定めによる。

8 防水工事

1) 解体工事時

- ・撤去した押えコンクリートは、原則として再資源化を行う。
- ・現場発生材は、再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・施工量に応じた施工計画をし、現場での端材の発生を抑制する。
- ・保護層に用いる押えコンクリートやコンクリート2次製品など、骨材を使用する材料で、適用するJISで認められている場合は、再生骨材を用いた材料の使用に努める。

9 石工事

1) 解体工事時

- ・現場発生材は、再利用または再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・施工図の検討により、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材の抑制に努める。
- ・骨材を使用する材料で、適用するJISで認められている場合は、再生骨材を用いた材料の使用に努める。

10 タイル工事

1) 解体工事時

- ・現場発生材は、再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・施工図の検討により、出来るだけタイルの切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・設計図書で指定された材料と同等な、再生資源で製造された材料の使用を検討する。

11 木工事

1) 事前措置

- ・CCA 注入木材等有害物を含有している木材の使用部位・数量を確認する。

2) 解体工事時

- ・CCA 注入木材等有害物を含有している木材は分別し、適切に処分する。
- ・現場発生木材は、原則として再資源化等を行う。
- ・パーティクルボードは、産業廃棄物広域再生利用指定制度により、再資源化に努める。

3) 新築工事時

- ・加工場及び現場加工において、施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・適用するJIS又はJASで認められた材料は、原則として再生資源で製造された材料を使用する。
- ・現場発生木材は、原則として再使用または再資源化等を行う。
- ・パーティクルボードの端材は、産業廃棄物広域再生利用指定制度により、再生資源

化に努める。

12 屋根及びとい工事

1) 解体工事時

- ・現場発生材は、再資源化に努める。
- ・とい等に使用した塩化ビニル管は再資源化に努める。
- ・防露材のうち、ロックウール及びグラスウールは、産業廃棄物広域再生利用指定制度により、再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・とい等に使用した塩化ビニル管の端材は、再資源化に努める。
- ・防露材の端材のうち、ロックウール及びグラスウールは、産業廃棄物広域再生利用指定制度により、再資源化に努める。

13 金属工事

1) 解体工事時

- ・金属の種類毎に分別する。
- ・現場発生材は、再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・現場発生材は、再資源化に努める。

14 左官工事

1) 解体工事時

- ・現場発生材は、再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・施工数量を正確に把握し、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・現場発生材は、再資源化に努める。
- ・骨材を使用する材料で、適用するJISで認められている場合は、再生骨材を用いた材料の使用に努める。

15 建具工事

1) 解体工事時

- ・建具にはめ込まれたガラスはあらかじめ取り外し分別に努める。
- ・現場発生材は、原則として再資源化を行う。

2) 新築工事時

- ・工場製作において施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、発生材を抑制するよう努める。
- ・塗装は、可能な限り工場で行い、残材料の発生を抑制する。
- ・現場発生材は、原則として再資源化を行う。

16 カーテンウォール工事

1) 解体工事時

- ・建具にはめ込まれたガラスはあらかじめ取り外し分別する。
- ・現場発生材は、原則として再資源化を行う。

2) 新築工事時

- ・工場製作において施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、発生材を抑制するよう努める。
- ・塗装は、可能な限り工場で行い、残材料の発生を抑制する。
- ・現場発生材は、原則として再資源化を行う。

17 塗装工事

1) 新築工事時

- ・塗装は、可能な限り工場で行い、残材料の発生を抑制する。(ただし、設計図書に現場塗装の指定がある場合を除く。)
- ・工場及び現場では、残材料が生じないように施工計画を行う。
- ・使用した塗料缶は、残塗料の状態により、適切に処理する。

18 内装工事

1) 事前措置

- ・アスベストを含む建材の有無の確認を行う。
- ・非飛散性アスベスト成形板は、解体に先立って取り外す。

2) 解体工事時

- ・内装材料ごと(ボード類、畳など)の分別に努める。
- ・現場発生材の内、産業廃棄物広域再生利用指定制度により指定されたものは、原則として再資源化を行う。その他は、再資源化に努める。

3) 新築工事時

- ・施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・現場発生材の内、産業廃棄物広域再生利用指定制度により指定されたものは、原則として再資源化を行う。その他は、再資源化に努める。

19 ユニット及びその他の工事

1) 事前措置

- ・アスベストを含む建材の有無の確認を行う。
- ・非飛散性アスベスト成形板は、解体に先立って取り外す。

2) 解体工事時

- ・仕上材料ごとの分別に努める。
- ・現場発生材の内、産業廃棄物広域再生利用指定制度により指定されたものは、原則として再資源化を行う。その他は、再資源化に努める。

3) 新築工事時

- ・施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。
- ・現場発生材の内、産業廃棄物広域再生利用指定制度により指定されたものは、原則として再資源化を行う。その他は、再資源化に努める。

20 排水工事

1) 解体工事時

- ・現場発生材の内、コンクリート製品等は、原則として再資源化を行う。その他は、再資源化に努める。
- ・廃プラスチック(塩化ビニル管等)は、再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・施工図の検討により、規格寸法のものを使用するなど、出来るだけ切断を少なくし、現場発生材を抑制するよう努める。

21 舗装工事

1) 解体工事時

- ・現場発生材のうち、コンクリート及びアスファルト・コンクリートは、原則として再資源化を行う。

2) 新築工事時

- ・施工量に応じた施工計画とし、現場での残材の発生を抑制する。
- ・コンクリート舗装及び路盤、砂利敷に使用する骨材は、原則として再生骨材を使用する。
- ・アスファルト舗装に用いる材料は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生骨材を使用する。

22 植栽工事

1) 解体工事時

- ・現場発生木材は、原則として再資源化等を行う。

2) 新築工事時

- ・現場発生木材は、原則として再資源化等を行う。

3-4-4(電気設備工事)

電気設備工事に関する配慮事項は次の各項による。

1 配線・配管工事

1) 解体工事時

- ・配管材料、電線類は再資源化に努める。

2) 新築工事時

- ・配管材料、電線類は、再資源化しやすい材料から製造されたものの使用に努める。
- ・施工図の検討により、端材の発生を抑制するよう努める。
- ・現場発生材は再資源化に努める。

2 機器・盤類工事

1) 事前措置

- ・PCBを含む蛍光灯の安定器、コンデンサ、変圧器は分別し、適正に管理する。
- ・電気絶縁用 SF6 (六フッ化硫黄) ガスを含んだ変圧器、負荷開閉器は分別し、大気中にガスを放出しないように適切に処分する。
- ・廃油は、関係法 (廃棄物処理法、消防法等) により適切に処分する。
- ・蓄電池は、関係法 (リサイクル法、廃棄物処理法等) 及び市町村の指導により適切に処分する。
- ・イオン式煙感知器に放射性物質 (アメリシウム等) を含むものは分別し、適切に処分する。
- ・廃家電は、特定家庭用機器再商品化法により適切に処分する。

2) 解体工事時

- ・機器及び盤類は、分別を行い再資源化に努める。
- ・蛍光管は、再資源化に努める。

- ・小形二次電池は、産業廃棄物広域再生利用指定制度により、原則として再資源化を行う。

- ・地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事は、3-4-3（建築工事）による。

3) 新築工事時

- ・機器、盤類は現場での残材の抑制に努める。

3-4-5（機械設備工事）

機械設備工事に関する配慮事項は次の事項による。

1 配管工事

1) 事前措置

- ・管接続のフランジに使用していたアスベスト含有ガスケットは、適切に処分する。

2) 解体工事時

- ・配管材料は、管種ごと（鋼管、ライニング鋼管、ステンレス鋼管、銅管、鉛管、ビニル管等）に分別収集し、再生資源化に努める。

- ・弁等の配管付属品は、再資源化に努める。

- ・配管の吊り及び支持に使用していた鋼材は、再資源化に努める。

- ・柵等に使用したコンクリート製品等は原則として再資源化を行う。

- ・地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事は、3-4-3（建築工事）による。

3) 新築工事時

- ・施工図の検討により、端材の発生を抑制するよう努める。

- ・現場発生材は、再資源化に努める。

2 ダクト工事

1) 事前措置

- ・ダクト接続のフランジに使用していたアスベスト含有ガスケットは、適切に処分する。

2) 解体工事時

- ・ダクトの構成材料は、材質ごと（金属類、ガスケット、たわみ継手等）に、分別収集する。

- ・金属類（亜鉛鉄板、ステンレス鋼板、鋼材）は、再資源化に努める。

3) 新築工事時

- ・工場製作における製作図の検討により、端材の発生を抑制するよう努める。

- ・現場発生材は、再資源化に努める。

3 保温工事

1) 事前措置

- ・アスベスト含有保温材及び配管のエルボ等に使用していた成形練り材にアスベストが含有されている場合は、特別管理産業廃棄物として適切に処分する。

2) 解体工事時

- ・配管材料、ダクト及び機器と保温材料は分別する。

3) 新築工事時

- ・施工図の検討により、端材の発生を抑制するよう努める。

- ・現場発生材の内、産業廃棄物広域再生利用指定制度により指定されたものは、原則として再資源化を行う。その他は、再資源化に努める。

4 機器設備工事

1) 事前措置

- ・「特定家庭用機器再商品化法」に定められた機器は、適切に処分する。
- ・冷凍機の冷媒フロン等は回収し、適切に処理する。
- ・吸収冷凍機の吸収液の臭化リチウムは回収し、適切に処理する。
- ・冷凍機のブライン液は回収し、適切に処理する。
- ・廃油（機器の潤滑油、オイルタンクの残油）は、再資源化に努める。
- ・タンク類の酸洗い洗浄液は、適切に処理する。
- ・し尿浄化槽内は洗浄を行い、洗浄水は適切に処理する。

2) 解体工事時

- ・機器はこの構成材である金属類は、再資源化に努める。
- ・冷却塔、し尿浄化槽及びユニットバス等の廃プラスチック類は、再資源化に努める。
- ・衛生陶器類は適切に処分する。
- ・電気用配線・配管工事は3-4-3（電気設備工事）の1 配線・配管工事による。
- ・盤類は、3-4-3（電気設備工事）の2 機器・盤類工事による。
- ・鉄筋工事、コンクリート工事は、3-4-3（建築工事）による。

3) 新築工事時

- ・機器、盤類は可能な限り工場で組立を行い現場での残材の抑制に努める。